

第 1 1 次 鳥 獣 保 護 事 業 計 画

平成 2 4 年 4 月 1 日 から
平成 2 9 年 3 月 3 1 日 まで
5 年 間

長 崎 県

第11次鳥獸保護事業計画

平成24年 3月 策定

目 次

第一 計画の期間.....	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項.....	1
1 鳥獣保護区の指定.....	1
(1) 方 針.....	1
①指定に関する中長期的な方針.....	1
②指定区分ごとの方針.....	2
(2) 鳥獣保護区の指定等計画.....	4
①鳥獣保護区の指定計画.....	6
1) 森林鳥獣生息地の保護区.....	6
2) 大規模生息地の保護区.....	6
3) 集団渡来地の保護区.....	6
4) 集団繁殖地の保護区.....	6
5) 希少鳥獣生息地の保護区.....	6
6) 生息地回廊の保護区.....	6
7) 身近な鳥獣生息地の保護区.....	6
②既指定鳥獣保護区の変更計画.....	7
2 特別保護地区の指定.....	8
(1) 方 針.....	8
①指定に関する中長期的な方針.....	8
②指定区分ごとの方針.....	8
(2) 特別保護地区指定計画.....	9
(3) 特別保護地区の指定内訳.....	11
3 休猟区の指定.....	12
(1) 方 針.....	12
(2) 休猟区指定計画.....	12
(3) 特例休猟区指定計画.....	12
4 鳥獣保護区の整備等.....	13
(1) 方 針.....	13
(2) 整備計画.....	14
①管理施設の設置.....	14
②調査・巡視等の計画.....	14
(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要.....	14

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	15
1 鳥獣の人工増殖	15
(1) 方針	15
(2) 人工増殖計画	15
2 放鳥獣	15
(1) 方針	15
(2) 留意事項	15
(3) 放鳥計画及び種鳥の入手計画	16
(4) 放獣計画	16
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	17
1 鳥獣の区分と保護管理の考え方	17
(1) 希少鳥獣	17
(2) 狩猟鳥獣	17
(3) 外来鳥獣等	17
(4) 一般鳥獣	17
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	17
(1) 許可しない場合の基本的考え方	17
(2) 許可する場合の基本的考え方	18
(3) わなの使用に当たっての許可基準	19
(4) 許可に当たっての条件の考え方	20
(5) 許可権限の市町長への委譲	20
(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	20
(7) 捕獲物又は採取物の処理等	20
(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	20
(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	20
3 学術研究を目的とする場合	21
(1) 学術研究	21
(2) 標識調査	22
4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	22
(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	22
(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成	23
①予察表	23
②予察捕獲に係る方針等	24
(3) 鳥獣の適正管理の実施	24

①方 針	24
②防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画	24
(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	25
①方 針	25
②許可基準	25
(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	30
①方 針	30
②捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域	30
③指導事項の概要	31
5 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合	32
(1) 許可基準	33
6 その他特別の事由の場合	33
(1) 許可基準	33
7 鳥類の飼養登録	34
(1) 方 針	34
(2) 飼養適正化のための指導内容	34
(3) 個体管理の適正化	34
8 販売禁止鳥獣等	34
(1) 基本的な考え方	34
(2) 許可の条件	34
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	35
1 特定猟具使用禁止区域の指定	35
(1) 方 針	35
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	35
(3) 特定猟具使用禁止区域解除計画	36
2 特定猟具使用制限区域の指定	37
(1) 方 針	37
(2) 特定猟具使用制限区域指定計画	37
(3) 特定猟具使用制限区域指定内訳	37
3 猟区設定のための指導	37
(1) 方 針	37
(2) 設定指導の方法	37
4 指定猟法禁止区域	37
(1) 方 針	37

(2) 指定計画.....	38
第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項.....	39
1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針.....	39
2 実施計画の作成に関する方針.....	40
第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項.....	40
1 基本方針.....	40
2 鳥獣保護対策調査.....	40
(1) 方針.....	40
(2) 鳥獣生息分布調査.....	40
(3) 希少鳥獣等保護調査.....	41
(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査.....	42
3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査.....	42
4 狩猟対策調査.....	42
(1) 方針.....	42
(2) 狩猟鳥獣生息調査.....	43
(3) 放鳥効果測定調査.....	43
(4) 狩猟実態調査.....	43
5 有害鳥獣対策調査.....	44
(1) 方針.....	44
(2) 調査の概要.....	44
第八 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項.....	44
1 鳥獣行政担当職員.....	44
(1) 方針.....	44
(2) 設置計画.....	45
(3) 研修計画.....	46
2 鳥獣保護員.....	47
(1) 方針.....	47
(2) 設置計画.....	47
(3) 年間活動計画.....	47
(4) 研修計画.....	47
3 保護管理の担い手の育成.....	48
(1) 方針.....	48
(2) 研修計画.....	48
(3) 狩猟者の確保.....	48

4	取 締 り	4 8
	(1) 方 針	4 8
	(2) 年間計画	4 9
5	必要な財源の確保	4 9
第九	その他	4 9
1	鳥獣の捕獲事業をめぐる現状と課題	4 9
2	狩猟の適正管理	5 0
3	入猟者承認制度に関する事項	5 0
4	傷病鳥獣救護の基本的な対応	5 0
	(1) 基本的な考え方	5 0
	(2) 傷病鳥獣の救護体制の現状	5 1
	(3) 油汚染事件発生時の救護体制の整備方針等	5 1
	(4) 適用する傷病鳥獣について	5 1
	(5) 感染症対策	5 2
	(6) 野生復帰	5 2
5	安易な餌付けの防止	5 2
	(1) 方 針	5 2
	(2) 年間計画	5 2
6	感染症への対応	5 3
7	普及啓発	5 3
	(1) 鳥獣の保護管理についての普及等	5 3
	① 方 針	5 3
	② 事業の年間計画	5 3
	③ 愛鳥週間行事等の計画	5 4
	(2) 生物多様性モデル校の指定	5 4
	① 方 針	5 4
	② 指定期間	5 4
	③ 生物多様性モデル校に対する支援内容	5 4
	(3) 法令の普及徹底	5 4
	方 針	5 4

第一 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

①指定に関する中長期的な方針

本県は、日本列島の西端に位置し、南北に約310km、東西に約210kmの広がりを持ち、陸域面積は約4,100km²に及ぶ。

本土部では平成新山に代表される山岳部から、干潟等の自然海岸の残る海岸域まで多様な自然環境を有しており、また、島しょ部は、五島、男女群島、壱岐、対馬など広範囲に分布するとともに、その数も600を超える。さらに地理的に大陸に近く、古くは大陸と陸つづきであったことなどから多様かつ変化に富んだ自然環境を形成している。

このような自然特性を有することから、本県では地域特有のものも含め多様な野生鳥獣の生息や渡来がみられる。

このため、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める地域について、順次、鳥獣保護区の指定を進めてきたが、本計画においても、新たな鳥獣保護区の指定に努めるとともに、期間の満了する鳥獣保護区の更新に努め、良好な生息環境の保全を図り、地域における生物多様性の保全にも資するものとする。

本事業計画においては、鳥獣保護区の指定期間は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下、「法」という。）に定める期間の20年とする。ただし、国有林を包含する鳥獣保護区については10年とする。また、区域については、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道、その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

なお、指定等に当たっては、指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、区域内における有害鳥獣捕獲や個体数調整を目的とした捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるように適切に対応するものとする。

②指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

指定に当たっては、森林面積がおおむね10,000haごとに1カ所を選定し、面積は300ha以上となるよう努める。

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。指定に当たっては、1箇所当たりの面積は10,000ha以上とする。

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、集団繁殖地の保護区を指定する。また、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地、水面等も可能な限り含める。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲

載されている鳥獣、県のレッドデータブック（レッドリスト）に掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、新たに生息地回廊の保護区を指定する。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)

区 分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)	変動面積	本計画期間中に指定する鳥獣保護区(新設+更新)						本計画期間中に区域拡大する鳥獣保護区					
				24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	26	43	箇所	3	1	1	2	1	8					0
	面積	7,800 ha	29,571	変動面積	6,035 ha	25	940	980	1,816	9,796	ha				0
大規模生息地	箇所		0	箇所	0	0	0	0	0	0					0
	面積		0	変動面積	0 ha	0	0	0	0	0	ha				0
集団渡来地	箇所		4	箇所	0	0	0	0	0	0					0
	面積		2,564	変動面積	0 ha	0	0	0	0	0	ha				0
集団繁殖地	箇所		1	箇所	0	0	0	0	0	0					0
	面積		2	変動面積	0 ha	0	0	0	0	0	ha				0
希少鳥獣生息地	箇所		5	箇所	0	0	0	0	0	0					0
	面積		1,300	変動面積	0 ha	0	0	0	0	0	ha				0
生息地回廊	箇所		0	箇所	0	0	0	0	0	0					0
	面積		0	変動面積	0 ha	0	0	0	0	0	ha				0
身近な鳥獣生息地	箇所		52	箇所	0	1	1	0	1	3					0
	面積		8,758	変動面積	0 ha	25	98	0	53	176	ha				0
計	箇所		105	箇所	3	2	2	2	2	11					0
	面積		42,195	変動面積	6,035 ha	50	1,038	980	1,869	9,972	ha				0

(第1表：前頁に続く)

		本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区					本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増△減*	計画終了時の鳥獣保護区**	
		24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28			計(E)
森林鳥獣 生息地	箇所						0	3	0	1	2	1	7	1	44
	面積	ha					0	6,035 ha	0	940	980	1,816	9,771	25	29,596
大規模 生息地	箇所						0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積	ha					0	0 ha	0	0	0	0	0	0	0
集団 渡来地	箇所						0	0	0	0	0	0	0	0	4
	面積	ha					0	0 ha	0	0	0	0	0	0	2,564
集団 繁殖地	箇所						0	0	0	0	0	0	0	0	1
	面積	ha					0	0 ha	0	0	0	0	0	0	2
希少鳥獣 生息地	箇所						0	0	0	0	0	0	0	0	5
	面積	ha					0	0 ha	0	0	0	0	0	0	1,300
生息地回 廊	箇所						0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積	ha					0	0 ha	0	0	0	0	0	0	0
身近な鳥 獣生息地	箇所						0	0	0	1	0	0	1	2	54
	面積	ha					0	0 ha	0	98	0	0	98	78	8,836
計	箇所						0	3	0	2	2	1	8	3	108
	面積	ha					0	6,035 ha	0	1,038	980	1,816	9,869	103	42,298

* 箇所数：B - E

面積：B + C - D - E

** 箇所数：A + B - E

面積：A + B + C - D - E

①鳥獣保護区の指定計画

1) 森林鳥獣生息地の保護区

(第2表)

年 度	鳥 獣 保 護 区 指 定 所 在 地	鳥獣保護区予定名称	指定面積	指定期間	備 考
平成25年度	平戸市	ふたがみじま 三神島鳥獣保護区	25ha	20年	
	計	1 箇所	25ha		

2) 大規模生息地の保護区

本計画期間中は新規指定の予定なし。

3) 集団渡来地の保護区

本計画期間中は新規指定の予定なし。

4) 集団繁殖地の保護区

本計画期間中は新規指定の予定なし。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

本計画期間中は新規指定の予定なし。

6) 生息地回廊の保護区

本計画期間中は新規指定の予定なし。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

(第3表)

年 度	鳥 獣 保 護 区 指 定 所 在 地	鳥獣保護区予定名称	指定面積	指定期間	備 考
平成25年度	長崎市	かわはらおおいけ 川原大池鳥獣保護区	25 ha	20年	特定猟具使用禁止区域より移行
	計	1 箇所	25 ha		
平成28年度	五島市	しげじま 繁敷ダム鳥獣保護区	53 ha	10年	特定猟具使用禁止区域より移行
	計	1 箇所	53 ha		
合 計		2 箇所	78 ha		

②既指定鳥獣保護区の変更計画

*特：特別保護地区 (第4表)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動(単位ha)			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
24	森林鳥獣	雲仙鳥獣保護区	期間更新	4,049 ha		4,049 ha	平成24年11月1日 平成34年10月31日	存続が必要	国有林・特
	森林鳥獣	眉山	〃	1,604		1,604	〃	〃	国有林・特
	森林鳥獣	川原ダム	〃	382		382	〃	〃	国有林
	計	3箇所		6,035		6,035			
26	森林鳥獣	安満岳鳥獣保護区	期間更新	940		940	平成26年11月1日 平成36年10月31日	存続が必要	国有林・特
	身近な鳥獣	野子小中学校愛護林	〃	98		98	〃	〃	国有林
	計	2箇所		1,038		1,038			
27	森林鳥獣	万助山鳥獣保護区	期間更新	400		400	平成27年11月1日 平成37年10月31日	存続が必要	国有林
	森林鳥獣	山王山	〃	580		580	〃	〃	官公造林・特
	計	2箇所		980		980			
28	森林鳥獣	御岳鳥獣保護区	期間更新	1,816		1,816	平成28年11月1日 平成38年10月31日	存続が必要	国有林・特
	計	1箇所		1,816		1,816			
合計		8箇所		9,869		9,869			

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で特に重要な区域については、その生息環境を保全するため特別保護地区に指定することとする。また、期間満了となる鳥獣保護区にかかる特別保護地区については存続を図るものとする。

なお、特別保護地区の指定に当たっては、指定期間は、鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、特別保護地区の鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域等と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮するものとする。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林鳥獣生息地の保護区の指定箇所数の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の10分の1以上を特別保護地区に指定するよう努めるものとする。

2) 大規模生息地の保護区

大規模生息地の保護区の中核的地区について特別保護地区に指定するよう努めるものとする。

3) 集団渡来地の保護区

集団渡来地の保護区の中核的地区について特別保護地区に指定するよう努めるものとする。

4) 集団繁殖地の保護区

集団繁殖地の保護区の中核的地区について特別保護地区に指定するよう努めるものとする。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に特別保護地区に指定するよう努めるものとする。

6) 生息地回廊の保護区

生息地回廊の保護区の中核的地区について特別保護地区に指定するよう努めるものとする。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について特別保護地区に指定するものとする。

8) 特別保護指定区域

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立ち入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について、特別保護指定区域として指定するよう努めるものとする。

(2) 特別保護地区指定計画

(第5表)

区 分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区 (A)	特 定 特 別 保 護 地 区 (A)	本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定も含む)						本計画期間に区域拡大する特別保護地区					
				24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)
森林鳥獣 生息地	箇所	22	16	箇所	2		1	1	1	5					0
	面積	2,957 ha	1,305	変動面積	588 ha		21	13	145	767	ha				0
大規模 生息地	箇所		0	箇所					0					0	
	面積		0	変動面積	ha				0	ha				0	
集団 渡来地	箇所		2	箇所					0					0	
	面積		65	変動面積	ha				0	ha				0	
集団 繁殖地	箇所		0	箇所					0					0	
	面積		0	変動面積	ha				0	ha				0	
希少鳥獣 生息地	箇所		2	箇所					0					0	
	面積		46	変動面積	ha				0	ha				0	
生息地回 廊	箇所		0	箇所					0					0	
	面積		0	変動面積	ha				0	ha				0	
身近な鳥 獣生息地	箇所		0	箇所					0					0	
	面積		0	変動面積	ha				0	ha				0	
計	箇所		20	箇所	2		1	1	1	5				0	
	面積		1,416	変動面積	588 ha		21	13	145	767	ha			0	

(第5表：前頁に続く)

		本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区（再指定も含む）						計画期間中の増△減*	計画終了時の特別保護地区**
		24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)		
森林鳥獣生息地	箇所						0	2		1	1	1	5	0	16
	面積	ha					0	588 ha		21	13	145	767	0	1,305
大規模生息地	箇所						0	0						0	0
	面積	ha					0	0 ha						0	0
集団渡来地	箇所						0	0						0	2
	面積	ha					0	0 ha						0	65
集団繁殖地	箇所						0	0						0	0
	面積	ha					0	0 ha						0	0
希少鳥獣生息地	箇所						0	0						0	2
	面積	ha					0	0 ha						0	46
生息地回廊	箇所						0	0						0	0
	面積	ha					0	0 ha						0	0
身近な鳥獣生息地	箇所						0	0						0	0
	面積	ha					0	0 ha						0	0
計	箇所						0	2		1	1	1	5	0	20
	面積	ha					0	588 ha		21	13	145	767	0	1,416

* 箇所数：B - E

面積：B + C - D - E

** 箇所数：A + B - E

面積：A + B + C - D - E

(3) 特別保護地区の指定内訳

(第6表)

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
24	森林鳥獣生息地	雲仙鳥獣保護区	4,049 ha	24年11月1日より 34年10月31日まで	459 ha	24年11月1日より 34年10月31日まで	ha	年月日より 年月日まで	再指定 国有林
	森林鳥獣生息地	眉山	1,604 ha	24年11月1日より 34年10月31日まで	129 ha	24年11月1日より 34年10月31日まで		年月日より 年月日まで	再指定 国有林
	計	2箇所	5,653 ha		588 ha				
26	森林鳥獣生息地	安満岳鳥獣保護区	940 ha	26年11月1日より 36年10月31日まで	21 ha	26年11月1日より 36年10月31日まで		年月日より 年月日まで	再指定 国有林
	計	1箇所	940 ha		21 ha				
27	森林鳥獣生息地	山王山鳥獣保護区	580 ha	27年11月1日より 37年10月31日まで	13 ha	27年11月1日より 37年10月31日まで		年月日より 年月日まで	再指定
	計	1箇所	580 ha		13 ha				
28	森林鳥獣生息地	御岳鳥獣保護区	1,816 ha	28年11月1日より 38年10月31日まで	145 ha	28年11月1日より 38年10月31日まで		年月日より 年月日まで	再指定 国有林
	計	1箇所	1,816 ha		145 ha				
合計		5箇所	8,989 ha		767 ha				

3 休猟区の指定

(1) 方針

狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域に指定するものとし、1箇所当たりの面積は、1,500ha以上となるよう努める。また、できる限り分布に偏りが無いよう努めるものとする。

なお、休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意するものとし、また、狩猟鳥獣による農林業被害等対策として、休猟区においては特定鳥獣保護管理計画に基づき特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例休猟区とする。

(2) 休猟区指定計画

本計画期間中に指定する休猟区については、原則として特例休猟区とする。

(3) 休猟区（特例休猟区）指定計画

(第7表)

年度	特例休猟区指定所在地	特例休猟区名称	指定面積(ha)	指定期間(年)	特定鳥獣名	備考
24	大村市	三浦特例休猟区	1,417 ha	3年	イノシシ	新規指定
	佐々町	佐々東部特例休猟区	700 ha	3年	イノシシ	〃
	対馬市（厳原町）	豆敷特例休猟区	1,258 ha	3年	イノシシ、シカ	〃
	計	3 箇所	3,375 ha			
25	長崎市、諫早市（多良見町）、長与町	猪見岳特例休猟区	3,100 ha	3年	イノシシ	〃
	松浦市	松浦特例休猟区	1,230 ha	3年	イノシシ	〃
	五島市（玉之浦町）	浜ノ浦特例休猟区	1,446 ha	3年	イノシシ、シカ	〃
	計	3 箇所	5,776 ha			
26	西海市（崎戸町）	崎戸特例休猟区	1,411 ha	3年	イノシシ	〃
	雲仙市（千々石町、小浜町）	千々石・小浜特例休猟区	2,251 ha	3年	イノシシ	〃
	対馬市（峰町）	志多賀特例休猟区	3,100 ha	3年	イノシシ、シカ	〃
	計	3 箇所	6,762 ha			

27	川棚町	川棚 ^{かわたなとうぶ} 東部特例休猟区	722 ha	3年	イノシシ	〃
	平戸市	中津良 ^{なかつら} 特例休猟区	800 ha	3年	イノシシ	〃
	壱岐市（郷ノ浦町）	志原初山 ^{しはらはつやま} 特例休猟区	1,860 ha	3年	イノシシ	〃
	計	3 箇所	3,382 ha			
28	長崎市（野母崎町）	野母崎 ^{のもぎき} 特例休猟区	1,982 ha	3年	イノシシ、シカ	〃
	佐世保市	江上 ^{えがみ} 特例休猟区	2,327 ha	3年	イノシシ	〃
	五島市（富江町）	富江長峰 ^{とみえながみね} 特例休猟区	3,295 ha	3年	イノシシ、シカ	〃
	計	3 箇所	7,604 ha			
合 計		15 箇所	26,899 ha			

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方 針

鳥獣保護区の整備は年度別計画により実施するものとし、特に本計画中においては県民に対する鳥獣保護区の周知徹底を図り、より一層鳥獣への理解を深めるため、標識の整備充実を図るものとする。

① 管理施設の設置方針

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設けるなど、管理のための施設を整備するものとする。

② 観察等利用施設の整備の方針

鳥獣の観察に適する場所には、人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、これまで利用施設の整備に努めてきたが、今後は既存の施設の有効利用に重点を置くものとする。

③ 調査、巡視等管理の方針

鳥獣保護員の定期的な巡視活動により鳥獣保護区の適切な管理に努めるとともに、必要に応じて鳥獣の生息状況等の調査を実施するものとする。

④ 保全事業に関する基本的な考え方

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

また、保全事業を実施する際には、対象となる区域の管理者を始めとする関係機関や関係する計画と十分な調整を図るものとする。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

(第8表)

区 分	現 況	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
標識の整備	制 札 300基	制札 300基 標柱 5基	制札 300基 標柱 10基	同左	同左	同左
管理棟等の整備	該当なし	同左	〃	〃	〃	〃

(注) ・管理棟等の整備計画にあつては、保護区の名称及び整備内容を記載する

② 調査・巡視等の計画

(第9表)

区 分	現 況	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
管理員等	内 容	鳥獣保護員による 定期的な巡視	同左	同左	同左	同左
	人 数	53人	〃	〃	〃	〃
管理のための調査の実施	必要に応じて実施	同左	〃	〃	〃	〃

(注) ・調査にあつては、予定保護区の名称及び内容を記載する

(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要

(第10表)

鳥獣保護区名	鳥獣の生息環境の悪化状況等の概要
・必要に応じ実施箇所の選定を行う	・ 人の生活環境の変化等に伴い、鳥獣の生息環境も悪化していることが推測される。農林業等に被害をもたらすイノシシの生息域の拡大やクリハラリス（タイワンリス）、アライグマ等の外来生物の生息域拡大、里山の荒廃など野生鳥獣を取り巻く環境が大きく変化してきている。 このため、必要に応じて鳥獣保護区の保全事業の実施を検討するものとする。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

環境省の委託事業及び長崎県の事業により、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下、「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種であるツシマヤマネコの保護増殖事業を実施するとともに、狩猟鳥であるニホンキジについては、優良種の生産を確保するため、必要に応じて系統間の交配を行うものとする。

(2) 人工増殖計画

(第11表)

年 度	絶滅のおそれのある鳥獣等		狩 猟 鳥 獣		備 考
	鳥 獣 名	実 施 方 法	鳥 獣 名	指 導 方 法	
24年度～28年度	ツシマヤマネコ	保護増殖事業計画に基づき、保護増殖事業を実施	ニホンキジ	採卵指導・調査研究の実施	

2 放 鳥 獣

(1) 方針

放鳥する狩猟鳥はニホンキジとし、放鳥を行う場所としては本土地区の特例休猟区内とする。

なお、社団法人長崎県猟友会も独自に放鳥事業を実施していることから、相互に連絡調整を図り、より効果的な放鳥になるよう心がける。

(2) 留意事項

放鳥については、以下の点に留意する。

- ① 放鳥に当たっては、必要に応じて、対象鳥類の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査を実施すること。
- ② 放鳥後の追跡調査に当たっては、放鳥する個体に標識を付して、当該地域での定着状況を調査すること。
- ③ 放鳥する鳥類が、生息地又は餌の競合、病原体の伝播等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものであること。特に、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用のキジを育成する農家等に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせの必要性について検討すること。

(3) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

(第12表)

鳥 獣 名	放鳥獣の地域	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		計	
		箇所	羽数	箇所	羽数	箇所	羽数	箇所	羽数	箇所	羽数	箇所	羽数
ニホンキジ	特例休猟区	3	320	3	320	3	320	3	320	3	320	15	1,600

(第13表)

種類名	24年度			25年度			26年度			27年度			28年度		
	委託 生産	購 入	その他	委託 生産	購 入	その他	委託 生産	購 入	その他	委託 生産	購 入	その他	委託 生産	購 入	その他
ニホンキジ	羽 -	羽 320	羽 -	羽 -	羽 320	羽 -	羽 -	羽 320	羽 -	羽 -	羽 320	羽 -	羽 -	羽 320	羽 -

(4) 放獣計画

該当なし。(ツシマヤマネコについては、国で検討。)

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護管理の考え方

(1) 希少鳥獣

県レッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣を対象とし、希少鳥獣の適正な保護管理のため、生息状況等の調査により生息状況や生息環境の把握に努めるものとする。

(2) 狩猟鳥獣

法第2条第3項に規定する鳥獣で、狩猟鳥獣の保護管理のため、捕獲数等の調査により生息状況等の把握に努めるものとする。また、調査結果によっては、法に基づく捕獲等の制限等により、持続的な利用が可能となるよう保護管理を図るものとする。

(3) 外来鳥獣

県内に本来生息地を有しておらず、人為的に外部から導入され、農林水産業及び生態系等への被害が生じている鳥獣は、対馬のイノシシ、県北、県央地区のアライグマである。これらの鳥獣については、狩猟による捕獲等及び有害鳥獣捕獲を推進し、被害の防止を図るものとする。

また、アライグマについては、狩猟及び有害鳥獣捕獲に加えて、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下、「外来生物法」という。）に基づく防除確認を受けて行う捕獲によっても対策を進める。なお、壱岐島及び福江島のクリハラリス（台湾リス）については、同法に基づく防除確認を受けて捕獲を進める。

(4) 一般鳥獣

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣等以外の鳥獣については、自然環境保全基礎調査等により生息状況の把握に努めるものとする。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等についての基本的考え方及び方針は、次のとおりとする。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合にあつては、許可しないものとする。

- ① 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りではなく、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

- ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に著しい支障が生じる場合
- ⑥ 法第36条及び法施行規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについてはこの限りでない。

(2) 許可する場合の基本的考え方

① 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のもの（外来鳥獣等に関する学術研究にあつては適切なもの）であつて、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

② 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下第四において「被害」という。）が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。特に、外来鳥獣等については、当該鳥獣を根絶または抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

③ 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

④ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。

また、鳥獣の愛玩飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲は原則として認めない。

1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合

2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合

3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合

4) 愛玩のための飼養の目的

個人が自らの慰楽のために飼養する目的の場合、原則として許可しないものとする。

5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合

6) 鵜飼漁業への利用

鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合

7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

伝統的な祭礼行事等に用いる場合

8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合など。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請にあつては、以下の基準を満たすものとする。

① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合

1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内（ただし、胴くくりわなによるイノシシ及びシカは除く。）であり、締付け防止金具を装着したものであること。

2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。ただし、対馬地区においては、とらばさみの使用は認めない。

② イノシシ及びシカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

③ わなの設置及び管理

第三者への危険防止のため、人が立ち入るおそれがある場所等への設置は行わない。また、確実に1日1回以上の巡回が行えるような設置状況、設

置個数であること。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量及び見回りなどについて付すものとする。

(5) 許可権限の市町長への委譲

捕獲許可に係る市町長への愛玩鳥獣、有害鳥獣捕獲許可については権限委譲を完了。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の許可に当たっては実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする（ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合にあつては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする）。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむ得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする。

また、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

半島や離島等の地理的条件等により生息分布が隔離しており、鳥獣の地域個体群の維持に留意すべきであるが、当該地域個体群の鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る顕著な被害が生じている場合には、効果的に被害の軽減を図りつつ地域個体群の維持を図るため、特定鳥獣保護管理計画の作成や、必要に応じて捕獲数制限のための入猟者承認制度を活用することにより、きめ細やかな保護管理に努めるものとする。

3 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

① 研究の目的及び内容

次の1) から4) までのいずれにも該当するものであること。

1) 主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

② 許可対象者

理学、農学、医学又は薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

③ 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類又は数（羽、頭、個）。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭、個）とする。

④ 期間

1年以内

⑤ 区域

必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域（特定猟具を使用する場合）及び法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

⑥ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。

2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限の方法と認められるものであること。

⑦ 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

2) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。

3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報の公開を申請者に求めるよう努める。

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

① 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

② 鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者にあつては、鳥類各種2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては同各1,000羽以内、その他の者にあつては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

③ 期間

1年以内

④ 区域

原則として、法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤ 方法

原則として、網・わな又は手捕とする。

4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。ただし、外来鳥獣についてはこの限りではない。

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行われるものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係諸機関との連携の下、実施の期間や被害防除施設の整備や未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

また、第14表、第16表に記載した以外の鳥獣については、被害等が生じることは稀であり、従来の許可実績もごく僅少であることに鑑み、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可するなど、特に慎重に取り扱うものとする。

なお、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。

併せて、外来鳥獣による農林水産業又は生態系等に係る被害防止を図る場合にあつては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成

① 予察表

(第14表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
イノシシ	稲、野菜(カブ、スイカ等)、果樹(ミカン、柿、ブドウ等)、 いも類、豆類等	←												→	県内一円
シカ	ヒキ、スギ、クヌギ、ナラ、果樹(ミカン、ビワ)、野菜(キャベツ、ダイコン等)、 稲、椎茸、豆類等	←												→	長崎市、対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町
ハブトガラス ハブソカラス	果樹(ミカン、ビワ、ブドウ) 野菜(スイカ、メロン等)、 稲、飼料、いも類、葉たばこ、家畜等	←												→	県内一円
トビ	航空機航行障害	←												→	長崎空港、福江空港、対馬空港、壱岐空港
ドバト	豆類、飼料、家畜汚染	←												→	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市等の市街地及びその周辺
スズメ	稲				←									→	諫早市、大村市、長与町、時津町

加害鳥獣名	被害農林水産物	被害発生時期											被害発生地域		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月	
ヒヨドリ	野菜(キャベツ、ダイコン等) 果樹(ミカ、ビワ、ブドウ等)	←												→	長崎市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、 五島市、西海市、長与町
ノイヌ	家畜等	←												→	長崎市、島原市、諫早市、西海市、雲仙市、 南島原市
タヌキ	野菜(イモ、スィカ、ダイコン等)、 果樹(ミカ、ビワ、ブドウ等)、 いも類、生活環境被害等	←												→	県内一円(但し、五島市、壱岐市、対馬市、 新上五島町を除く)
アライグマ	果樹(ミカ等)、野菜(スィカ 等)、生活環境被害等	←												→	佐世保市、諫早市、大村市、松浦市、西海市、川棚町、 東彼杵町、波佐見町、佐々町

② 予察捕獲に係る方針等

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲(以下「予察捕獲」という)は、①で示した鳥獣(地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれの高い地域個体群は除く。)を対象として、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。また、①で示した鳥獣の中でもイノシシ、シカといった特定鳥獣保護管理計画が作成されている鳥獣については、当該計画に基づく個体数調整としての捕獲に努めるものとする。

また、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとする。

(3) 鳥獣の適正管理の実施

① 方針

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす鳥獣については、生息状況の最新の動向を把握しつつ、深刻な被害や影響を防止するため、適正な管理方策を確立するものとする。

② 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

(第15表)

対象鳥獣名	年度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備考
ツシマジカ	平成24年度 ～28年度	平成23年度に策定した特定鳥獣保護管理計画により管理。	

対象鳥獣名	年度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備考
ニホンジカ	平成24年度 ～28年度	長崎市八郎岳周辺のニホンジカについては、平成23年度に策定した特定鳥獣保護管理計画により管理。	
ニホンジカ	平成24年度 ～28年度	福江島玉之浦町を中心とする五島列島のニホンジカについては、平成22年度に策定した特定鳥獣保護管理計画により管理。	
イノシシ	平成24年度 ～28年度	平成23年度に策定した特定鳥獣保護管理計画により管理。	

(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

① 方針（有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項）

有害鳥獣捕獲に伴う事故の発生防止については、万全の対策を講じさせるものとし、その実施に当たっては、事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。また、必要に応じ捕獲の実施に立ち会う等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

② 許可基準

(第16表)

許可権者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等
		方法	区域	時期	期間	一人当たり捕獲羽(頭)数	許可対象者	留意事項	
市 町 長	カラス ハブトガラス ハボリガラス	銃、網、 わな	必要と認め られる区域	通 年	1年以内	300羽以内	国、地方公共団体、 環境大臣の定める法 人、被害者及び被害 者から依頼を受けた 者		果樹（ミカン、ビワ、ブドウ）、野菜（スイカ、メロン等）、稲、飼料、いも類、葉タバコ、家畜、航空障害等
	スズメ			7月1日 ～ 11月30日	3ヵ月以内				稲
	ドバト			通 年	1年以内				豆類（ダイズ、アズキ、インゲン）、飼料（トウモロコシ、デントコーン等）、生活環境被害
	ヒヨドリ								果樹（ミカン、ビワ、ブドウ）、野菜（ブロッコリー、キャベツ、ハクサイ、イチゴ、ダイコン）

許可権者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等
		方法	区域	時期	期間	一人当たり捕獲羽(頭)数	許可対象者	留意事項	
市 町 長	上記以外の狩猟鳥(カモ類)	銃、網、わな	必要と認められる区域	4月1日～9月30日	3ヵ月以内	必要数	国、地方公共団体、環境大臣の定める法人、被害者及び被害者から依頼を受けた者		稲、麦類被害(カモ類)
	ダイサギ、コサギ及びトビ			通年	1年以内				水産業被害(サギ類)、航空障害(トビ、サギ類)、
	シカ、イノシシ(特定鳥獣保護管理計画を除く)								林業(スギ、ヒノキ)、果樹(ミカン、ビワ)、野菜、椎茸原木、稲、いも類等
	上記以外の狩猟獣(アナグマ、タヌキ)								果樹(アナグマ、タヌキ、アライグマ)、生活環境被害(タヌキ、アライグマ)
	ノヤギ、サル				1ヶ月以内				植生破壊(ノヤギ)、果樹・生活環境被害(サル)
	外来鳥獣(外国産鳥獣等) ※狩猟免許不所持者を含む場合は、備考欄8による。								1年以内

許可権者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等
		方法	区域	時期	期間	一人当たり捕獲羽(頭)数	許可対象者	留意事項	
市町長	「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業」におけるイノシシ、シカ、カラス及びタヌキ	はこわな 罠いわな	自己農地の被害対策に効果がある必要最小限の区域	通年	1年以内	鳥獣ごとに上欄に定める羽(頭)数	国、地方公共団体、環境大臣の定める法人 ただし、捕獲従事者については、留意事項にある要件を満たすこと。	<p>①捕獲従事者について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者の一人に罠・わな猟(網猟、わな猟)狩猟免許所持者が含まれていること ・免許を所持しないものは、罠、わな猟(網猟、わな猟)免許を所持している者の指導、監督下で捕獲を行うものとする ・免許を所持しない者は、安全講習会を受講していること(法人は、従事者台帳を整備すること) <p>②賠償保険について</p> <p>免許所持者は狩猟事故共済等、狩猟事故に適切に対応できる保険に加入すること</p>	<p>稲、野菜(キャベツ、スイカ、タケノコ等)、果樹(ミカン、ナシ、ブドウ)、いも類、豆類、飼料等<イノシシ></p> <p>果樹(ミカン、ビワ)、野菜、椎茸原木、稲、いも類等<シカ></p> <p>果樹(ミカン、ビワ、ブドウ)、野菜(スイカ、メロン等)、稲、飼料、いも類、葉タバコ、家畜等<カラス></p> <p>果樹<タヌキ></p>
備考									
<p>1 有害鳥獣捕獲実施者</p> <p>捕獲実施者は、原則として次によるものとする。ただし、下記の6～9における鳥獣捕獲許可についてはこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、有害鳥獣捕獲の際に使用する猟具に応じた狩猟免許を所持する者で、狩猟免許の取消及び免許の効力停止等の処分を受けたことがなく、今後とも違反等のおそれがない者の中で、有害鳥獣捕獲依頼者が猟友会長に協議のうえ、猟友会長から推薦を受けた者とする。(箱わなを使用すること及び銃による止刺の方法については協議の必要はない。) <p>ただし、猟友会に属さない者については、それぞれが属する農業協同組合長又は森林組合長に協議し推薦を受けた者とする。</p>									

また、いずれにも属さない者及び自己農地だけの有害鳥獣捕獲を行う者については、有害鳥獣捕獲の許可権者が適否の判断を行う。

- ・ 予察捕獲実施者については、市町長が、農業協同組合長、森林組合長、猟友会長等と協議のうえ推薦を受けた者をもって編成するものとする。
- ・ 有害鳥獣捕獲を行う場合は、原則として狩猟経験を有する者とする。
- ・ イノシシ、シカの有害鳥獣捕獲又はスズメの無双網による捕獲等技術を有する場合を除き、原則として被害地と同一市町内若しくはその周辺に居住し、必要に応じ迅速に捕獲活動に従事できる者とする。
- ・ 全ての有害鳥獣捕獲実施者は狩猟事故共済又はハンター保険等に加入している者又はそれに代わる保障等が可能な者（捕獲箱によるドバトの捕獲従事者及び備考7の手捕りによる捕獲従事者を除く）とする。
- ・ 有害鳥獣捕獲実施者数は、被害等の規模により、低減若しくは根絶するために必要な人員を過剰でないか十分検討のうえ決定するものとする。

2 鳥獣の種類・員数

被害等の防止目的を達成するために必要最小限の羽（頭）数とする。なお、被害が特に甚大と判断される場合等は必要数の捕獲ができる。

3 区域

被害等防止のための必要な区域とし、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区、また、鳥獣保護区特別保護地区、国立・国定公園特別保護地区などの生態系の保護を図ることが必要な地域にあっては、特に慎重に取り扱うこととする。

4 時期、期間

- ・ 有害鳥獣捕獲は、第16表に定める時期に行い、原則として狩猟期間及びその前後15日は許可しないものとするが、やむを得ず許可をする場合は登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されないように努めるものとする。
- ・ 原則として、「愛鳥週間」「動物愛護週間」の期間中は除く。
- ・ 最も効果的に実施できる時期に行い、その期間は可能な限り短期間とする。
- ・ 予察捕獲においては、捕獲期間を1年限度とする。

5 方法

- ・ 空気銃による捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。但し、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合はこの限りではない。
- ・ 鉛製散弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域にあっては禁止された鉛製散弾銃は使用しないものとする。
- ・ 農林業被害の防止の目的で狩猟免許を所持していない農林業者が、自己の事業地内において囲いわなを用いてイノシシ、シカその他の鳥獣を捕獲する場合は、個体の適切な処分ができないと認められる場合以外は許可をすることができる。

- ・ はこわな(小型)若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、狩猟免許を所持していない者が住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、アライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合は捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合以外は許可をすることができる。
- 6 電気・通信事業者等の送電鉄塔等におけるカラス等（カササギを含む。以下同じ。）の巣の撤去に伴う卵・雛の手捕りによる有害鳥獣捕獲について送電鉄塔等におけるカラス等の巣材による電気事故等防止のため、送電鉄塔等の設置管理者（設置管理者から依頼を受けた者を含む。）が、カラス等の巣の撤去を行う場合に、送電等の安全性の確保のため緊急性を要する場合は、狩猟免許を所持しない者も有害鳥獣捕獲許可を受け、カラス等の巣の撤去に伴い当該巣にあるカラス等の卵・雛を手捕りにより捕獲することができることとする。
- 7 国有林内の有害鳥獣捕獲について
国有林内の有害鳥獣捕獲実施者については、狩猟者適性検査の際に行われる講習会に準じて、森林管理局が行う講習の受講者のうち森林管理局長が推薦する者とする。
- 8 外来鳥獣の捕獲について（銃器以外による捕獲の場合）
外来鳥獣を捕獲するに際して、次の条件を全て満たす場合は、従事者に、わな猟免許を所持しない者を含むことができるものとする。
この場合、わな猟免許を所持しない者は、わな猟免許を所持している者の指導監督下で捕獲を行うものとする。
- ①許可対象者 法第9条第8項に規定する法人
 - ②捕獲従事者 ・従事者の一員に、わな猟免許所持者が含まれていること
・免許を所持しない者は、安全講習会を受講していること（法人は、従事者台帳を整備する）
 - ③猟 具 はこわな、囲いわな
 - ④捕獲範囲 必要と認められる区域
 - ⑤賠償保険 狩猟事故共済等、狩猟事故に適切に対応できる保険等に加入すること
 - ⑥捕獲期間 通年
 - ⑦許可期間 1年以内

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

① 方針

野生鳥獣による農林業被害に的確に対応できるよう、市町、農業協同組合、森林組合、鳥獣保護員、猟友会等で構成される地域レベルでの連絡協議会を設置し、関係機関の連携を強化することにより、機動的な捕獲体制の整備を進める。また、行動圏や被害が広範囲に及ぶ鳥獣については、隣接市町及び隣接県との連絡調整を図りながら、効果的な捕獲が行えるよう指導する。

なお、銃器を使用して鳥獣捕獲を実施する場合は、予め、その地域ごとに捕獲隊を編成するよう指導する。

② 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第17表)

対象鳥獣名	対象地域	備考
イノシシ	県内一円	
ノウサギ	諫早市、五島市	
カラス	県内一円	
ドバト	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市の市街地及びその周辺	
スズメ	諫早市、大村市、長与町、時津町	
ヒヨドリ	長崎市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、五島市、西海市、長与町	
シカ	長崎市、五島市、壱岐市、対馬市、新上五島町	

③ 指導事項の概要

- 1) 捕獲の実施にあたっては、広報紙、有線放送等により当該地域住民にその実施の周知を図り、事故の防止に努めるものとする。
- 2) イノシシ、ノウサギ、カラス、スズメ、ドバト、ヒヨドリ、シカ等の捕獲のため、3人以上の人員を要する場合は、原則として隊を編成し、共同による駆除を実施する。捕獲隊には隊長を置く。
隊長は、人格、識見ともに卓越した者とし、常に農業協同組合等との連絡を密にし、被害状況を把握し、有効な捕獲が行えるように配慮するとともに、事故、違反のないよう隊員への指導に努めなければならない。
- 3) 自己農地等における有害鳥獣捕獲については、効果的な捕獲が図れるよう、次のことを指導する。
 - ア) 個人捕獲は、近隣地域内の免許所持者や猟友会等と連携を保ち、より効果的な捕獲を実施する。
 - イ) 事故防止等を図るため、地区猟友会等と緊密な連携に努める。

5 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

(1) 許可基準

(第18表)

許可権者	許可対象者	鳥獣の種類	捕獲数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	備考
長崎市長 五島市長 対馬市長 新上五島町	4 (4) 有害鳥獣捕獲の基準に準じる。	シカ	特定鳥獣保護管理計画に記載	1年以内	長崎市(八郎岳周辺)、五島列島、対馬市一円	銃器、わな	捕獲報告は、個体数管理の観点から、雌雄、体重等も併せて報告するものとする。 また、モニタリング調査に必要な場合は、捕獲個体の器官等の提供にも協力すること。
市町長	4 (4) 有害鳥獣捕獲の基準に準じる。 ・自己農地等における有害鳥獣捕獲について 被害防除対策を講じても被害が生じているか又はそのおそれがある場合で、被害者(被害者から依頼を受けた者を含む。)が自己農地等において有害鳥獣捕獲を実施する場合は、次の条件を全て満たす場合に限り、狩猟者登録を行わず有害鳥獣捕獲許可を受け有害鳥獣を捕獲することができる。 ①資格要件 わな狩猟免許を有する者で、過去に狩猟免許の取消処分を受けたことがない者 但し、止刺に銃を使用する場合は、第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を有し、獣類狩猟経験を有する者で、過去に狩猟免許の取消処分を受けたことがない者 ②猟具 はこわな及び銃(止刺に限る) ③捕獲範囲 被害対策に効果がある必要最小限の区域 ④賠償保険 狩猟事故共済等に参加し、狩猟事故に適切に対応できる保障等ができること。 ⑤捕獲時期 通年 ⑥自己農地等:例 水田、畑地、果樹園、竹林、畜舎敷地、ゴルフ場	イノシシ	必要数		県内一円	銃器、わな	

6 その他特別の事由の場合

(1) 許可基準

(第19表)

捕獲の目的	許可権者	許可対象者	鳥獣の種類	捕獲数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	備考
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員	必要と認められる種類及び員数		1年以内	職務上必要な区域	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている禁止以	
傷病鳥獣の保護		国又は地方公共団体職員、その他特に必要と認められる者				県下一円		
博物館、動物園その他これに類する施設における展示		博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限		6ヶ月以内	原則として、法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く	外	
愛玩のための飼養	知事、市町長	平成24年度から原則として新たな捕獲は認めない。	メジロ			”		経過措置 現在、適正な手続きを経て飼養している鳥については、その鳥が寿命を全うするか放鳥するか等により、飼養の実態がなくなるまでは継続して飼養を認める。
養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	知事	養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工繁殖が可能と認められる種類で必要最小限の数で、放鳥を目的とする場合は、放鳥予定地の個体		6ヶ月以内	原則として、法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く	施網、わな又は手捕り	原則として、県内居住者に限る
鵜飼漁業		鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者	ウミウ、カワウ	必要最小限			手捕り	
伝統的な祭礼行事に用いる		祭礼行事（現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの関係者から依頼を受けた者	必要とする鳥類、必要最小限（行事等に使用した後は、原則として放鳥獣とする）		30日以内		原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法以外	
その他公益に資する特別な事由		目的に応じて個々のケースで判断するものとする。 なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体自跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うこととする。						

7 鳥類の飼養登録

(1) 方針

- ・ 違反飼養の防止及び飼養制度の周知を図るため、県民に対する広報活動に努める。

(2) 飼養適正化のための指導内容

- ・ 飼養制度についての理解を深めるため、広報等による周知を行うとともに、鳥獣保護員の巡回活動との連携を図り、違反等の防止に取り組む。

(3) 個体管理の適正化

- ・ 飼養登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。
- ・ 長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- ・ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真やふ蹠の状況等により確実に同一個体と認められる場合についてのみ行うものとする。
- ・ 平成23年度までに愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないようにすること。

また、許可なく違法に捕獲した鳥獣については、飼養が禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めるものとする。

8 販売禁止鳥獣等

(1) 基本的な考え方

- ①販売の目的が法施行規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ②捕獲したヤマドリの食用品としての販売など、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）などとする。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林漁業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため入林者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域等については、特定猟具使用禁止の指定に努めるものとする。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第20表)

		既指定特定猟具 禁止区域 (A)		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域					本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域						
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(B)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)
銃猟に伴う危険を 予防するための区域	箇所	84 箇所	箇所						0						0
	面積	16,710 ha	変動面積						0						0
わな猟に伴う危険を 予防するための区域	箇所	0 箇所	箇所						0						0
	面積	0 ha	変動面積						0						0

		本計画期間に区域減少する 特定猟具使用禁止区域					本計画期間に廃止又は期間満了により 消滅する特定猟具使用禁止区域					計画期間中の 増減 (減△)	計画終了時の 特定猟具使用禁止区域		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(D)	24年度	25年度	26年度	27年度			28年度	計(E)
銃猟に伴う危険を 予防するための区域	箇所						0		△ 1			△ 1	△ 2	△ 2	82 箇所
	面積						0		△25			△53	△78	△78	16,632 ha
わな猟に伴う危険を 予防するための区域	面積						0						0	0	0 箇所
	面積						0						0	0	0 ha

* 箇所数については (B)-(E)

面積については (B)+(C)-(D)-(E)

**箇所数については (A)+(B)-(E)

面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

(3) 特定猟具使用禁止区域解除計画

(第21表)

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域									
	特定猟具使用禁止区域解除所在地	特定猟具使用禁止区域名称	解除面積	指定期間	備考	特定猟具使用禁止区域解除所在地	特定猟具使用禁止区域名称(特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備考
24										
	計	0箇所								
25	長崎市 (三和町)	川原大池特定猟具使用禁止区域	△25							
	計	1箇所			鳥獣保護区					
26					へ指定変更					
	計	0箇所								
27										
	計	0箇所								
28	五島市 (富江町)	繁敷ダム特定猟具使用禁止区域	△53		鳥獣保護区					
	計	1箇所			へ指定変更					
合計		△2箇所	△78		鳥獣保護区 へ指定変更					

2 特定猟具使用制限区域の指定

(1) 方針

法第35条第1項に規定する銃猟制限区域は、銃猟に伴う危険の予防又は指定区域（社寺境内及び墓地）の静穏の保持のため、銃猟を制限することが必要な区域について指定することができることとされているが、とりわけ、休猟区解除後の区域については、狩猟者の集中的入猟が予想されるので、人身に対する危険防止の観点から、必要に応じ、当該区域を銃猟制限区域に指定するように努めるものとする。

(2) 特定猟具使用制限区域指定計画

本計画期間中は指定せず。

(3) 特定猟具使用制限区域指定内訳

該当なし

3 猟区設定のための指導

(1) 方針

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、適正な管理運営の指導に努める。

また、下記の猟区のうち本計画期間中に存続期限の終了が予定されている猟区については、円滑な設定等について指導していくものとする。

(第22表)

猟区名	所在地	面積	存続期限	備考
五島市三井楽猟区	五島市	2,311 ha	平成19年11月1日から平成29年10月31日まで	H22.11.1からH25.10.31まで休猟
五島市鬼岳猟区	五島市	2,221 ha	平成16年11月1日から平成26年10月31日まで	
小値賀町猟区	北松浦郡小値賀町	1,442 ha	平成16年12月1日から平成26年10月31日まで	H18.12.1からH26.10.31まで休猟
計	3箇所	5,974 ha		

(2) 設定指導の方法

再設定予定地及び新規候補地について、住民の理解と円滑な手続きが行われるよう設定予定者に対する指導に努める。

また、猟区を活用した狩猟初心者の育成について、必要に応じて猟区設定市町及び猟友会等とも連携した取組を進めるものとする。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

① 指定の考え方

法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって、環境大臣の指定する区域以外について指定するものとする。特に、鉛製散弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況などの現状を把握・分析し、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

なお、鉛製散弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的、客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

本計画期間中は、指定計画無し。

② 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがあるなど鳥獣の保護に支障があるとき、又は、指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼすなど生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可するものとする。

③ 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法などについて付するものとする。

(2) 指定計画（本計画期間中は、指定計画なし。）

① 全体計画（ 〃 ）

② 個別計画（ 〃 ）

③ 法第15条第2項に基づき指定する鉛製散弾使用禁止区域

(第23表)

名称	所在地	面積	存続期間	備考
長与町・時津町鉛製散弾規制地域	大村湾内の西彼杵郡長与町堂崎ノ鼻と西彼杵郡時津町赤崎を結ぶ直線より長与町、時津町側の公有水面	1,200 ha	平成22年11月 1日から 平成32年10月31日まで	

④ 法第15条第2項に基づき指定するライフル銃使用禁止区域

(第24表)

名称	所在地	面積	存続期間	備考
ライフル銃の使用禁止地域 (対象 シカ)	対馬市一円。(ただし、同地域内の鳥獣保護区等法施行規則第7条第1項第7号及び法35条に定める場所を除く。)	49,000 ha	平成23年11月1日から 平成33年10月31日まで	

⑤ 法第12条第2項に基づき指定するコウライキジの捕獲禁止区域

現在、法第12条第2項に基づき実施しているコウライキジ又はメスコウライキジの捕獲禁止区域のうち、本計画期間中に存続期間が満了となるものは、
生息状況等を踏まえ適切な設定等を行うこととする。

(第25表)

名称	所在地	面積	存続期間	備考
壱岐市コウライキジ捕獲禁止区域	壱岐市全域	13,925 ha	平成19年11月1日から平成24年10月31日まで	
平戸市大島村メスコウライキジ //	平戸市大島村全域	1,532 ha	平成19年11月1日から平成24年10月31日まで	
対馬メスコウライキジ //	対馬市全域	70,866 ha	平成18年10月31日から平成28年10月31日まで	

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

長崎県対馬にのみ生息するツシマジカ及び長崎県本土の唯一の生息地である八郎岳周辺のニホンジカについては、平成23年度に策定した特定鳥獣保護管理計画に基づき、五島列島のニホンジカについては、平成22年度に策定した特定鳥獣保護管理計画に基づき保護管理を図る。

県下で農業被害が拡大しているイノシシについては、平成23年度に策定した特定鳥獣保護管理計画に基づき保護管理を図る。

(第26表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成23年度	ツシマジカの適正な保護管理 農林作物の保護 生態系の保全	ツシマジカ	平成24年4月1日 ～ 平成29年3月31日	対馬一円	対象区域内に国指定の伊奈鳥獣保護区がある。
平成23年度	長崎県本土の唯一の生息地におけるニホンジカの適正な保護管理 農林作物の保護 生態系の保全	ニホンジカ	平成24年4月1日 ～ 平成29年3月31日	八郎岳周辺 (長崎市)	

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成23年度	ツシマジカの適正な保護管理 長崎県内に生息するイノシシの適正な保護管理 農林作物の保護 生態系の保全	イノシシ	平成24年4月1日 平成24年4月1日 ～ 平成29年3月31日	長崎県内一円	対象区域内に国指定の伊奈鳥獣保護区がある。
平成22年度	五島列島に生息するニホンジカの適正な保護管理 農林作物の保護 生態系の保全	ニホンジカ	平成23年3月18日 ～ 平成29年3月31日	五島列島	

2 実施計画の作成に関する方針

特定鳥獣保護管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため、市町は必要に応じて集落単位毎に、被害防除対策、生息環境管理、捕獲体制整備等一体的な取り組みについて、実施計画の作成に努めるものとする。

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

県内に生息、渡来する鳥獣の生息状況を把握し、今後の保護対策及び被害対策等に資するための調査を実施するものとする。

また、精度の向上を図るため既存資料の収集等のほか、現地調査及びアンケート調査を行うものとする。

なお、調査にあたっては、民間団体の協力を得るとともに、これらの団体や調査員の育成に努めるものとする。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

基本方針に基づき、鳥獣生息分布調査、希少鳥獣等保護調査、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査、鳥獣保護区等の指定・管理等に必要な調査を実施するとともに、県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するものとする。

(2) 鳥獣生息分布調査

ア 調査の概要

既存資料を補足するとともに、生息数の変動が予想される野鳥の調査を必要に応じて、実施するものとする。

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ア 調査の概要

調査対象地は県下の主な湾、干潟、池、ダム等とし、調査時期、方法等については、環境省の「ガン・カモ科鳥類の生息調査実施要領」によるものとする。

イ 調査計画

(第29表)

対象地域名	調査年度	調査月	調査方法	備考
諫早湾 有明海 大村湾 浅茅湾 内海湾 玉之浦湾 池田の堤 諏訪ノ池 神ノ浦ダム 雪ノ浦ダム 式見ダム 西山水源池 内閣ダム 川原ダム 他	24～28	1月	海域については、船上から双眼鏡によるカウント。 ダム、池については、陸域から双眼鏡、プロミナーによるカウント。	環境省「ガン・カモ科鳥類の生息調査実施要領」による。

3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

(第30表)

鳥獣保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
雲仙鳥獣保護区雲仙特別保護地区	24	専門家による野鳥生息調査	特別保護地区・24年度再指定
眉山鳥獣保護区眉山特別保護地区	24	〃	〃
川原大池鳥獣保護区	24	〃	25年度新規指定
二神島鳥獣保護区	24	〃	〃
安満岳鳥獣保護区安満岳特別保護地区	25	〃	特別保護地区・26年度再指定
山王山鳥獣保護区山王山特別保護地区	26	〃	特別保護地区・27年度再指定
御岳鳥獣保護区御岳特別保護地区	27	〃	特別保護地区・28年度再指定

4 狩猟対策調査

(1) 方針

県内に生息する狩猟鳥獣のうち代表的なものについて生息実態調査を行い、その増減を把握し、狩猟鳥獣の適正な管理を行うことにより、狩猟の適正化を推進

するために実施するものとする。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

ア 調査の概要

県内に生息する主な狩猟鳥獣の生息地域、生息概数について調査を行い、その適正な保護対策に資するものとする。

イ 調査計画

(第31表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
ニホンキジ	24～28	県内の狩猟登録者に対し、狩猟期間中の出会い数についてアンケート調査を行う。	
コウライキジ	24～28	同上 特に狩猟禁止区域は、重点的に調査する。	
ヤマドリ	24～28	同上	

(3) 放鳥効果測定調査

ア 調査の概要

県本土地区の休猟区に放鳥するキジに足環を装着し、回収された足環から放鳥した地域での定着状況、生息年数、生息環境の嗜好性等を明らかにするために実施する。

イ 調査計画

(第32表)

対象種類	調査年度	放鳥数	標 識		調査方法	備考
			標識の種類	装着数		
ニホンキジ	24～28	1,600	足環	1,600	狩猟者による回収及び出会いによる調査	320羽/年

(4) 狩猟実態調査

ア 調査の概要

狩猟期間における狩猟者出猟の日数、狩猟可能区域への狩猟者の立ち入り頻度等について、アンケートによる調査を実施し、狩猟者の狩猟実態、捕獲物の流通状況等を把握するものとする。

イ 調査計画

(第33表)

調査年度	調査地域	調査項目	調査方法	備考
24年度 ～ 28年度	県内全域	1. 出猟日数、発砲回数 2. 出猟場所 3. 捕獲物の利用方法（販売、自己消費）	アンケート調査 (県内狩猟登録者 2,486名)	登録者はH22年度数

5 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす鳥獣の防除方法の確立に資するため、県内に生息する鳥獣のうち害性の高い鳥獣の生態、生息概数を明らかにするために実施するものとする。

(2) 調査の概要

調査は、被害の発生状況、鳥獣の分布、繁殖状況等について行うものとする。

(第34表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
ツシマジカ	24～28	平成23年度に狩猟制限の緩和を目的とした特定鳥獣保護管理計画を策定したが、その成果の確認のためモニタリング調査を実施する。	
ニホンジカ	24～28	八郎岳のシカについては、平成23年度に狩猟制限の緩和を目的とした特定鳥獣保護管理計画を策定したが、その成果の確認のためモニタリング調査を実施する。	
ニホンジカ	24～28	五島列島のシカについては、平成22年度に狩猟制限の緩和を目的とした特定鳥獣保護管理計画を策定したが、その成果の確認のためモニタリング調査を実施する。	
イノシシ	24～28	平成23年度に狩猟制限の緩和を目的とした特定鳥獣保護管理計画を策定したが、その成果の確認のため、モニタリング調査を実施する。	

第八 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政担当職員の配置は、鳥獣保護事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録者数等を勘案して行い、鳥獣保護事業の実施に支障のないよう努めるものとする。

なお、行政効果を高めるため計画的に担当職員の研修を行うものとする。

(2) 設置計画

(第35表)

区 分	現 況			計 画 終 了 時			備 考
	専 任	兼 任	計	専 任	兼 任	計	
本庁 (環境部 自然環境課 生物多様性保全班)	1	3	4	1	3	4	本庁 ●鳥獣行政の企画、立案、計画指導、その他 ●鳥獣保護区・特別保護地区の管理に関する事 ●鳥獣保護員に関する事 ●鳥獣保護行政全般に関する事 (ただし、原則として、狩猟及び有害鳥獣捕獲等に関する事を除く。)
〃 (農林部 農政課 鳥獣対策班)	1	5	6	1	5	6	本庁 ●鳥獣行政の企画、立案、計画指導、その他 ●鳥獣行政全般に関する事 (ただし、原則として、狩猟及び有害鳥獣捕獲等に関する事。)
地方機関 (環境部担当) (県北振興局 総務企画課)		1	1		1	1	地方機関 ●鳥獣保護区・特別保護地区の管理に関する事 ●鳥獣保護員に関する事 ●関係団体等の指導に関する事 ●その他
(島原振興局 総務課)		1	1		1	1	
(五島振興局 総務課総務係)		1	1		1	1	
(壱岐振興局 総務課総務係)		1	1		1	1	
(対馬振興局 総務課総務係)		1	1		1	1	

地方機関 (農林部担当)							地方機関 ●指定猟法禁止区域・休猟区・特定猟具使用禁止区域・ の管理に関する事 ●狩猟免許事務に関する事 ●狩猟者登録に関する事 ●有害鳥獣捕獲許可に関する事 ●鳥獣飼養登録に関する事 ●狩猟等取締りに関する事 ●関係団体等の指導に関する事 ●その他
(県央振興局 農業企画課)		1	1		1	1	
(県北振興局 農業企画課)		1	1		1	1	
(島原振興局 農業企画課)		1	1		1	1	
(五島振興局 農業企画課)		1	1		1	1	
(杵岐振興局 農業企画課)		1	1		1	1	
(対馬振興局 農業振興普及課)		1	1		1	1	

(3) 研修計画

(第36表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣行政担当職員研修会 (環境部関係)	県	5月	1回	県担当職員	5	●鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する関係法令 ●鳥獣保護区等の指定及び管理に関する事 ●狩猟免許事務に関する事 ●有害鳥獣捕獲に関する事 ●鳥獣飼養登録指導に関する事 ●狩猟取締りに関する事 ●その他	
鳥獣行政担当職員研修会 (農林部関係)	県	5月	1回	県市町担当職員	30		
野生生物保護研修会	国	5月	1回	県担当職員	1		

2 鳥獣保護員

(1) 方針

鳥獣保護員は、鳥獣保護又は狩猟制度についての経験及び知識を有し、鳥獣保護への熱意を有する人材から任命するものとする。

鳥獣保護員の配置は、鳥獣保護区の指定、狩猟者登録者数、狩猟者出猟の頻度等を勘案して行うものとする。

(2) 設置計画

(第37表)

基準配置数 (A)	平成23年度末		年度別新規配置計画							備考
	人員 (B)	充足率 (B/A)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計 (C)	充足率 (C/A)	
53人	53人	100%	0人	0人	0人	0人	0人	53人	100%	

(3) 年間活動計画

(第38表)

活動内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
鳥獣保護区等の管理	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	年間44回・日
狩猟取締り								4	8	8	7	5	
鳥獣保護思想の普及啓発	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
鳥獣に関する諸調査	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
その他鳥獣保護に関すること													

(4) 研修計画

(第39表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護員研修会	自然環境課 農政課	6月	年1回	鳥獣保護員 全員	53	<ul style="list-style-type: none"> ●鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する関係法令 ●鳥獣保護区等の指定及び管理等 ●巡視にあたっての留意点等 	

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

鳥獣の保護管理の強化が求められている地域においては、次の目的で研修会の開催に努めるものとする。

- ・ 個体数管理の担い手である狩猟者の確保及び捕獲技術の向上
- ・ 被害管理及び被害対策の担い手育成に必要な指導的な人材育成

(2) 研修計画

(第40表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
イノシシ捕獲技術研修会	農政課	8～3月	6回/年	20～60人	250	イノシシによる農林業被害が大きいため、イノシシの習性・わなの設置等に係る技術研修等を実施し、有効なイノシシ捕獲を図る。	箱わな、くくりわなによる捕獲方法及び安全な止刺し技術の指導等
イノシシ対策A級インストラクター研修会	農政課	4～3月	5箇所/年 (8×5回)	30人×5箇所	150	イノシシの生態及び効果的・総合的な被害対策技術、集落環境点検等に係る指導方法について室内及び現地研修を行い、被害対策に係る指導的な人材を育成・確保する。	出席率及び試験結果により、認定を行う

(3) 狩猟者の確保

全国的には保護管理の実施を支えている狩猟者の減少・高齢化が進んでいるが、県内においては平成8年以降わな猟免許所持者数については増加傾向にある。今後とも、県猟友会、関係団体等とも連携を図り、保護管理の担い手となる狩猟者の確保を図ることとする。

4 取締り

(1) 方針

過去の違反状況から次の事項に重点をおき、警察当局と緊密な連絡を行い、特別司法警察員、その他関係職員が協力しつつ、必要に応じ取締りを実施する

ものとする。

- 1 無登録狩猟
- 2 狩猟登録者による制限数を越えた鳥獣の捕獲又は採取等、非狩猟鳥獣の捕獲又は採取等及び法第11条の狩猟可能区域以外での狩猟
- 3 銃猟の禁止地域での銃猟、禁止猟法による狩猟
- 4 メジロ等野鳥の無許可捕獲及び無登録飼養

(2) 年間計画

(第41表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
野鳥の捕獲禁止	←												→	県・市町広報誌	一般県民
密猟の防止	←												→	”	狩猟者、一般県民
狩猟事故防止				←									→	狩猟免許更新及び狩猟者登録	狩猟免許所持者

5 必要な財源の確保

地方税法における狩猟税（目的税）の趣旨に従い、狩猟制限区域に制札の設置や休猟区（特例休猟区を含む）におけるキジの放鳥など、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図る。

第九 その他

1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

本県は、本土西端に位置し、島しょと半島からなる複雑な地形等を有するため、ツシマヤマネコをはじめとする固有種や希少鳥獣が生息している。そのため、ツシマヤマネコの保護増殖等、希少鳥獣の適正な保護管理のための施策を推進していく。また、一方でイノシシやシカは生息数の増加及び生息域の拡大により、農林業等への被害は社会問題化している。これらの鳥獣については、特定鳥獣保護管理計画を作成し、被害防止対策と併せて捕獲を進め、適正な個体数への管理を図る必要がある。

2 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施するよう努めるものとする。

また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すよう努めるものとする。

3 入猟者承認制度に関する事項

孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合等、地域個体群の個体数管理に特に配慮しつつ、被害対策への取組が必要な場合においては、法第12条第3項に基づき、地域の狩猟鳥獣の保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限を行うことで、適切な地域個体群の保護管理を行うものとする。当該制度については、特定鳥獣保護管理計画に基づく鳥獣保護管理の一環として行うことで、科学的・計画的な保護管理がより効果的に推進されることから、特定鳥獣保護管理計画の実施とあわせて活用を図るものとする。

4 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 基本的な考え方

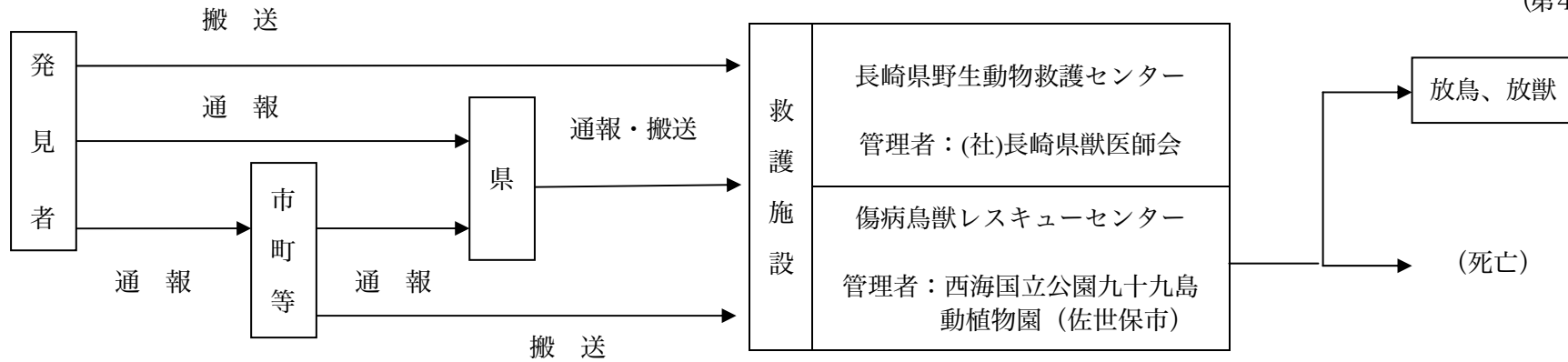
野生鳥獣の救護にあたっては、ペット等の動物愛護とは本質的に異なることを念頭に置き、野生鳥獣保護思想の普及啓発に努めることを目的として、傷病鳥獣救護に適宜対応するものとする。

また、傷病鳥獣の救護は法に規定された事務ではないが、以下に掲げるとおり、発見者、市町、環境省（県内地方機関）、獣医師会等関係機関の協力を得て救護体制を整備し、特に救護にあたっては発見者（県民）にも関わりを持ってもらうことにより鳥獣保護思想の普及啓発に努めるものとする。

なお、救護にあたっては、収容すべき目的や意義を明確にし、これらを踏まえた収容すべき鳥獣種の選定等を検討する。これらの選定の際には、地域の合意形成に努めるとともに、住民への普及に努めるものとする。

(2) 傷病鳥獣の救護体制の現状

(第42表)



(3) 油汚染事件発生時の救護体制の整備方針等

本県沿岸に漂流もしくは漂着した油により鳥獣が汚染した場合は、傷病鳥獣の救護体制を活用することとし、「(1) 基本的な考え方」に従い発見者、環境省、市町、獣医師会等関係機関の協力を得ることとする。

なお、広範囲の汚染等により大量の鳥獣の救護が必要な場合は、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画（平成18年12月8日閣議決定）」に従って環境省が実施する救護を支援するものとする。

(4) 適用する傷病鳥獣について

現に農林業被害、生活環境被害等を生じさせ、有害鳥獣捕獲の対象となっている地域内の鳥獣については、原則として傷病鳥獣の保護対象から除外するものとする。

また、外来生物法に規定する特定外来生物及び、種の保存法に規定する希少種（国において保護増殖事業が実施されている希少種に限る。）については、当該法令担当部局が対応することとなるので、原則として傷病鳥獣の保護対象から除外するものとする。

なお、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、広く県民へ周知徹底を図るものとする。

(5) 感染症対策

収容個体について、人獣共通感染症の感染の可能性が疑われる場合は、関係法令等の規定に従い適切に対処する。

また、二次感染を防止するため衛生管理には十分留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法が規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体に同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切に対処する。

なお、救護に携わるものに対し、人獣共通感染症に関する基本的な情報を必要に応じて提供する。

(6) 野生復帰

野生復帰は、対象個体の傷病が治癒していることを確認し、発見救護された場所で野生復帰させることを基本とするが、それが不適當又は困難な場合には遺伝的にかく乱を及ぼすことのないような場所を選定し対応するものとする。

5 安易な餌付けの防止

(1) 方針

鳥獣の保護に影響を及ぼす、次のような野生鳥獣に対する安易な餌付けの防止に係る普及啓発の推進に努める。

- ① 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について市民の理解を得る。
- ② 高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながることを防ぐため、観光事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付け防止を図る。
- ③ 生ゴミや収穫残さ等の不適切な管理、耕作放棄地の放置など、結果として野生鳥獣を誘引する行為の防止を図る。

(2) 年間計画

(第43表)

重点項目	実施期間												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
野生鳥獣への餌付け等の防止	←												→	県・市町広報誌等	一般県民

③ 愛鳥週間行事等の計画

(第45表)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
愛鳥週間行事	探鳥会の開催	同左	同左	同左	同左	

(2) 生物多様性モデル校の指定

① 方 針

児童・生徒に対する生物多様性保全についての普及啓発の一環として、生物多様性モデル校を指定する。

② 指定期間

3年間

③ 生物多様性モデル校に対する支援内容

鳥獣に関する図書の配布、自然観察会の際の講師の派遣、県内の生物多様性モデル校の活動状況を紹介する会報誌の発行等

(3) 法令の普及徹底

方 針

関係法令のうち、特に県民一般に関係のある野鳥の捕獲及び飼養登録制度について広報を行い、県民に対する周知徹底を図るものとする。